

原告17名に  
慰謝料の支払い  
を命ずる

# NTT西日本の みせしめ 配転を断罪

1月15日、大阪高等裁判所は、NTTリストラ裁判の控訴審判決で原告17名の配転に違法性を認め慰謝料の支払いを命じました。この裁判は、2002年に行われた「構造改革」リストラで、NTTに残る「選択」を行った労働者に行われた報復・見せしめの遠隔地配転の違法性を問い提訴されたもので、一審では原告3名にしか違法性が認められず、原告、被告双方が控訴して争われてきたものです。



大阪

(大阪高裁前)NTTに支払い命令が認められ喜ぶNTTリストラ裁判の控訴人ら＝1月15日・大阪市

名古屋への配転に  
業務上の必要性なし

判決は、勤務地限定の雇用契約が存在していたという主張やNTTの「構造改革」リストラは違法との訴えを退けましたが、理不尽な「退職・再雇用」に応じなかったことを理由に強行された関西圏から名古屋への遠隔配転に業務上の必要性はなく違法と認め、原告17名に総額90万円(120万円×40万円)の慰謝料支払いを命じました。

めることはできない」と断じ、「長距離通勤による肉体的・精神的負担、自宅で過ごす余暇や地域活動にあてる自由時間の減少」「単身赴任にともなう精神的ストレス、日常生活のための自由時間の減少、二重生活および帰省の必要による経済的負担」を「共通の不利益と認めることができる」と判断したことは極めて意義のあることです。

大阪への配転には  
違法性を認めず

そもそも、遠隔地配転を脅しに賃金3割カットの「退職・再雇用」を自らに「選択」させるという手法そのものが不法・不当ですが、そうしたリストラ施策に従わなかったことを理由に、業務の必要もないのに遠隔地配転して見せしめとするなどは到底許されません。

今回、大阪高裁が、長時間の新幹線通勤や単身赴任を伴う配転について「そのような負担を負わせてまで従業員を配転しなければならぬほどの業務上の必要性を認め

しかし、高裁判決が、九州や中国、四国などから関西圏へ配転された原告4名については、その業務上の必要性を認め控訴を棄却したことは極めて不当です。判決は、会社が当初から原告らに大口ソリューション営業を担当するスキルを身につけることまで期待していなかったことを認めながらも、本件配転の全てに正義の判断を示さなかったことは許されません。

判決に従い、見せしめ配転と  
「退職・再雇用」制度を廃止せよ

NTT西日本は、上級審である大阪高裁の下したこの判決を真摯に受け止め、原告することなく判決に従うべきです。そして、現在も争われている他のリストラ裁判の

解決を図り、なにより、不法な「50歳退職・賃下げ再雇用」制度を即刻廃止し、今日まで続けている道理のない遠隔配転を直ちに止めるべきです。